

法定検査とは？

使用している浄化槽が適正に使用し管理されているか、県知事が指定した検査機関が、毎年1回、第3者的立場で公正に検査・判定するものです。

保守点検を受けてるのに
どうして検査が必要なの？



浄化槽の管理者(使用者)は、保守点検、清掃とは別に、浄化槽法(昭和58年、法律第43号)第7条と第11条の規定に基づき、初回及び毎年1回の法定検査を受検することが義務づけられています。



すなわち、
保守点検と法定検査は
役割と内容が違うという事だよ!

浄化槽は「微生物の働きにより汚水を浄化する恒久的な生活排水処理施設」であり「生きもの」です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、日常における浄化槽の正しい使用や管理としての保守点検及び清掃が行われます。これらを総合的に診断する精密検査として年1回の「法定検査」を受検することが大切です。

法定検査には

年1回受ける
定期検査

法第11条検査

富山県の11条検査は2種類の体制で実施しています

採水員検査 …… 10人槽以下の浄化槽が対象で
主に一般家庭用浄化槽を実施しています

検査員検査 …… 全ての浄化槽を対象としています